外国ＰＥＰｓについて

総合取引申込書の外国ＰＥＰｓ欄の記載内容です。

外国ＰＥＰｓとは、犯罪収益移転防止法における「外国の政府等において重要な地位を占める方」等をいいます。

★「外国の政府等において重要な地位に占める方」
★「過去にその地位にあった方」
★「親族」

Ａ：外国の政府等において次の①から⑧に該当する重要な地位に占める方
①国家元首
②本邦における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
③本邦における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
④本邦における最高裁判所の裁判官に相当する職
⑤本邦における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
⑥本邦における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長、または航空幕僚副長に相当する職
⑦中央銀行の役員
⑧予算について国会の議決を経る、または承認を受けなければならない法人の役員

Ｂ：過去に上記①から⑧であった方

Ｃ：上記Ａ及びＢに該当する方の親族の方

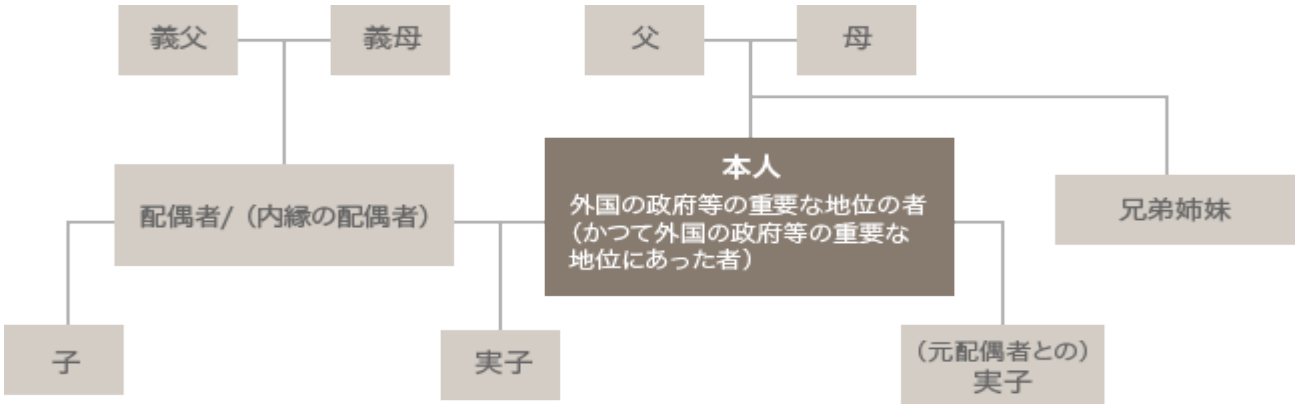

上記Ａ　Ｂ　Ｃのいずれかに該当する方は、
★個人のお客様：総合取引申込書の外国ＰＥＰｓ欄
★法人のお客様：実質的支配者のご本人特定事項欄

□　該当します　に　✓　印を付けてください。

また今後該当することとなった場合は、速やかにご申告下さい。